



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

号外第90号 令和4年12月26日発行

目次

は県例規集登載
【人事委員会規則】

番号	表	題	担当課名
----	---	---	------

		給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則	
--	--	------------------------	--

		初任給，昇格，昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	
--	--	-------------------------------	--

		学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則	
--	--	-----------------------------	--

		警察職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則	
--	--	-----------------------------	--

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年十二月二十六日

徳島県人事委員会委員長

森

俊 明

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（規則六 五）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項第一号中「百分の百十五」を「百分の百二十五」に、「百分の百九十」を「百分の二百十」に、「百分の百三十九」を「百分の百四十九」に、「百分の二百三十」を「百分の二百五十」に改め、同項第二号中「百分の百三・五」を「百分の百十三・五」に、「百分の百十五」を「百分の百二十五」に、「百分の百二十四・五」を「百分の百三十四・五」に、「百分の百三十九」を「百分の百四十九」に改め、同項第三号中「百分の九十二」を「百分の百二」に、「百分の百十二」を「百分の百二十二」に改め、同項第四号中「百分の八十三・五」を「百分の九十三・五」に、「百分の百二・五」を「百分の百十二・五」に改める。

第二十八条の二第一項中「百分の四十五」を「百分の五十」に、「百分の五十五」を「百分の六十」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の給料等の支給に関する規則の規定は、令和四年十二月一日から適用する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
 令和四年十二月二十六日

徳島県人事委員会委員長 森 俊 明

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（規則六 一四）の一部を次のように改正す
 る。

別表第七のイ行政職給料表昇格時号俸対応表中

26
26
27
27
27
27
28
28
28
29
29

30
30
31
31
32
32
33
33
34
34
35
35
36
36
37
37
38
38
39
39

40
40
41
41
42
42
43
を
25
26
26
27
27
27
28
28
28
29

29
30
30
31
31
32
32
33
33
34
34
35
35
36
36
37
37
38
38
39

39
40
40
41

に改める。

別表第七のロ研究職給料表昇格時号俸対応表中

26
27
28
29
29
29
30
30
31
31

30
31
31
31
32
を
25
26
26
27
27
28
28
29
29
30
30
31
31

に、
42
43
44
45
45
46
46
46
47
47
47
48
を
41
42
42
43
43
44

44
45
46
47
に、
54
55
56
57
57
57
58
58
58
59
59
59
60

60
60
61
61
62
62
63
を
53
54
54
55
55
56
56
57
57
57
58

58
58
59
59
59
60
60
60
61
に、
22
22
23
23
24
24
25
25
25

38
39
に、
46
47
48
49
49
50
50
51
51
52
52
53
53
53
54

37
37
38
38
39
39
40
を
33
34
34
34
35
35
35
36
36
36
37

別表第七のト高等学校等教育職給料表昇格時号俸対応表中
34
34
35
35
36
36
36
36

35
36
36
36
37
37
37
38
38
38
39
39
39
に改める。

37
37
38
38
38
39
39
40
40
40
41
を
33
34
34
34
34
35
35
35

別表第七のへ特定獣医師職給料表昇格時号俸対応表中
34
34
35
35
36
36
36
37

41
42
42
42
43
43
44
44
44
45
45
46
に改める。

42
43
43
43
44
44
44
45
45
46
を
37
38
38
39
39
40
40
41
41

別表第七のニ医療職給料表(二)昇格時号俸対応表中
38
39
40
41
41
41
42
42

30
31
31
31
に改める。

30
30
31
31
31
31
31
32
を
27
27
28
28
28
28
29
29
29
29
30
30

別表第七の八医療職給料表(一)昇格時号俸対応表中
28
28
29
29
29
29
29
30
30

25
26
26
27
27
に改める。

26
26
26
27
27
27
27
28
を
21
22
22
22
22
23
23
23
24
24
24
24
25

54	54
54	54
55	55
55	55
56	56
を	を
45	45
46	46
46	46
47	47
47	47
48	48
48	48
49	49
49	49
50	50
50	50
51	51

に改める。

別表第七の子小学校中学校教育職給料表昇格時号俸対応表中

42
42
43
43
44

44
45
45
45
46
46
46
47
47
47
48
48
48
49
50
51
52
53
53
54

54
55
55
56
56
57
57
58
58
59
59
60
を
41
42
42
42
43
43

43
44
44
44
45
45
46
46
47
47
48
48
49
49
50
50
51
51
52
52

53
53
54
54
55
55
56
56
57
58
58
59
59
に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和四年四月一日から適用する。
（経過措置）
- 3 令和四年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号俸が改正前の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による号俸に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号俸については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号俸とするものとする。
- 4 この規則の施行の日から令和五年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号俸を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号俸については、なお従前の例によることができる。

学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年十二月二十六日

徳島県人事委員会委員長 森

俊 明

学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の給料等の支給に関する規則（規則六（二四）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項第一号中「百分の百十五」を「百分の百二十五」に、「百分の百九十」を「百分の二百十」に改め、同項第二号中「百分の百三・五」を「百分の百十三・五」に、「百分の百十五」を「百分の百二十五」に改め、同項第三号中「百分の九十二」を「百分の百二」に改め、同項第四号中「百分の八十三・五」を「百分の九十三・五」に改める。

第二十七条の二第二項中「百分の四十五」を「百分の五十」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の学校職員の給料等の支給に関する規則の規定は、令和四年十二月一日から適用する。

警察職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年十二月二十六日

徳島県人事委員会委員長 森

俊 明

警察職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の給料等の支給に関する規則（規則六 四）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項第一号中「百分の百十五」を「百分の百二十五」に、「百分の百九十」を「百分の二百十」に、「百分の百三十九」を「百分の百四十九」に、「百分の二百三十」を「百分の二百五十」に改め、同項第二号中「百分の百三・五」を「百分の百十三・五」に、「百分の百十五」を「百分の百二十五」に、「百分の百二十四・五」を「百分の百三十四・五」に、「百分の百三十九」を「百分の百四十九」に改め、同項第三号中「百分の九十二」を「百分の百二」に、「百分の百十二」を「百分の百二十二」に改め、同項第四号中「百分の八十三・五」を「百分の九十三・五」に、「百分の百一・五」を「百分の百十二・五」に改める。

第三十条の二第一項中「百分の四十五」を「百分の五十」に、「百分の五十五」を「百分の六十」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の警察職員の給料等の支給に関する規則の規定は、令和四年十二月一日から適用する。